

**第4次山形県特別支援教育推進プラン
資料（案）**

山形県教育委員会

目 次

資料 1	第 3 次山形県特別支援教育推進プラン（概要版）	1
資料 2	特別支援学校の校舎等整備計画（概要版）	5
資料 3	県立特別支援学校障がい別幼児児童生徒数の推移	9
資料 4	県内特別支援学級障がい別児童生徒数の推移	10
資料 5	特別支援学校教諭免許状保有状況の推移	11
資料 6	令和 4 年度の山形県の特別支援教育	12
資料 7	「第 4 次山形県特別支援教育推進プラン」検討の経緯	16

第3次 山形県特別支援教育推進プラン

平成30年～（5か年）

～切れ目ない支援*1によって障がいのある子どもの自立と社会参加をめざす～



<基本目標>

- ◎インクルーシブ教育システム*2構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。
- ◎障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。
- ◎関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。

切れ目ない支援（*1）

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

インクルーシブ教育システム（*2）

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

平成30年
山形県教育委員会

施策一覽

施策

共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進

1

- ◇障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び共に活躍するために必要な合理的配慮*3の普及を促進するとともに、これが適切に提供されるよう推進していきます。
- ◇東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人への理解をより一層推進するとともに、交流及び共同学習の充実・拡大を図っていきます。

- インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発
- 障がいのある人への理解の促進
- 合理的配慮の普及と提供の促進
- 交流及び共同学習の充実・拡大



施策

関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築

2

- ◇障がいのある子どもを、関係機関と連携して、就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築を目指します。
- ◇障がいのある子どもの支援にあたっては、地域の医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、互いに協力してチームで支援する体制の構築を目指します。
- ◇今日的課題への対応における関係機関との連携を推進していきます。

- 関係機関と連携した就学前から社会参加まで切れ目なく支援する体制の構築
 - ・個別の教育支援計画の作成、活用、確実な引継ぎによる切れ目ない支援の促進
 - ・連携会議や特別支援学校のセンター的機能の活用などチーム支援に向けた取組みの促進
- 今日的課題への対応における関係機関との連携の推進
 - ・発達障がいのある子どもの指導・支援の充実に向けた連携
 - ・医療的ケアの安全な実施に向けた連携 等



施策

小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実

3

- ◇核となる人材の育成、特別支援学級や通級指導教室における指導の充実、合理的配慮の提供促進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実等、校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実に向けた取組みを推進します。
- ◇障がいのある子どもが、どの学びの場においても、適切な指導・支援を受けて学び、分かった・できたという達成感・満足感をもつことができるよう推進します。

- 校長のリーダーシップによる特別支援教育の充実
- 多様な学びの場における特別支援教育の充実
 - <小中学校等>特別支援学級、通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実
 - <高等学校>通級による指導の導入と通常の学級における特別支援教育の推進
- 特別支援教育に関する教員の指導力の向上
 - ・全ての教員を対象とした研修の実施
 - ・通級による指導担当者の研修の充実と情報共有



合理的配慮（*3）：教育においては、障がいのある子どもが障がいのない子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使できるようにするために、学校の設置者及び学校が行う必要かつ適当な変更・調整であり、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、かつ、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

施策

特別支援学校における教育の充実

4

- ◇社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりと社会状況の変化に即した特別支援教育を推進していきます。
- ◇「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題について検討するため、計画期間を2年間延長します。併せて、児童生徒増に伴う教室不足と施設の狭隘化等の新たな課題についても、適切な教育環境の確保に向けて検討していきます。

- 社会に開かれた魅力あふれる特別支援学校づくりの推進
- 特別支援学校に求められる専門性の向上
- 社会状況の変化に即した特別支援教育の推進
 - ・タブレットの整備と活用の促進
 - ・音声教材やデジタル教材の活用の促進 等
- 教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）



施策

社会参加に向けた支援の充実

5

- ◇早い時期から計画的にキャリア教育や進路指導を行うとともに、労働・福祉等の関係機関と連携した就労支援や卒業後の生活の充実に向けた指導・支援に取り組んでいきます。
- ◇生涯学習の推進に向けて、障がいのある子どもたちにスポーツ・芸術・文化への興味を喚起し、これらに触れる体験を推進していきます。

- 職業教育の充実
- 進学や資格取得に向けた学力の充実
- 自立と社会参加を目指したキャリア教育や進路指導等の充実
- 労働・福祉等の関係機関と連携した実習先・進路先の拡大と個々の適性やニーズに応じた就労支援の充実
- 一般就労への移行促進
- 生涯学習の推進のためのスポーツ・芸術・文化に取り組む機会の充実



施策

教員の専門性の向上

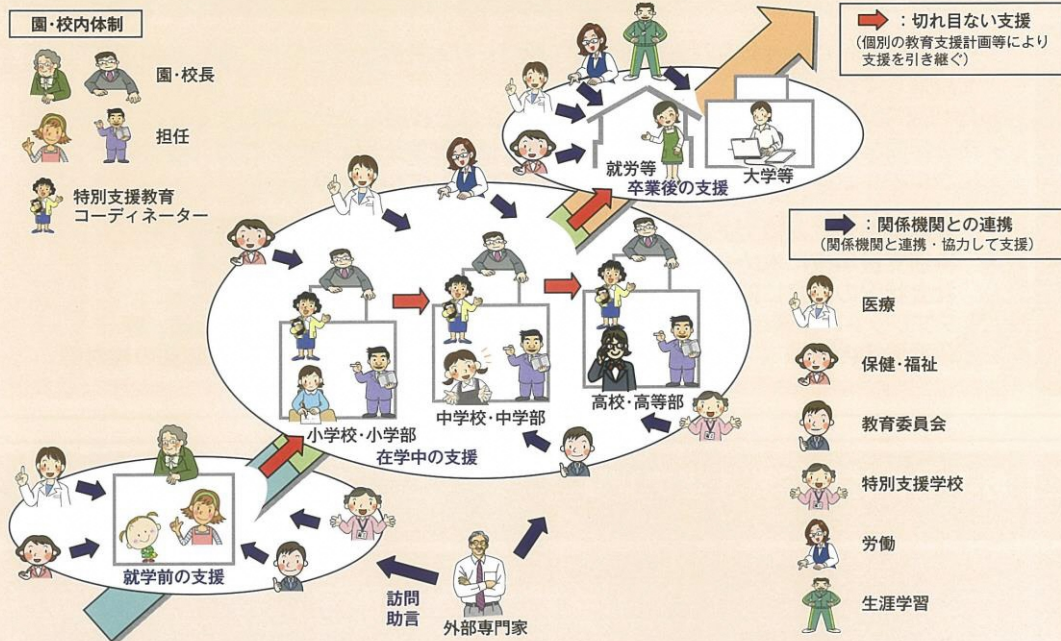
6

- ◇特別支援学校及び特別支援学級の教員については、自信と意欲をもって指導にあたることのできるよう、未保有の教員へ特別支援学校教諭免許状の取得を促していきます。
- ◇小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材及び特別支援学校において核となる人材の育成に努めます。
- ◇それぞれの障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図るため、必要な研修の充実を図っていきます。

- 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
 - ・特別支援学校の教員及び特別支援学級の担任の特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- 小中学校等、高等学校において特別支援教育の核となる人材の育成
 - ・特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導の担当者等の育成
- 特別支援学校において核となる人材の育成
 - ・校内研修の牽引役、センター的機能を発揮した地域支援の担い手等の育成
- 障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実




切れ目ない支援体制のイメージ



- ・個々の実態やニーズを把握して支援を検討し、これを基に「個別の教育支援計画」を作成して支援を行います。
- ・随時、支援を評価・改善し、ライフステージに応じた適切な支援を目指すことが必要です。
- ・支援の内容は、「個別の教育支援計画」をツールとして確実に次の担当者へ引き継ぎます。(就学前から社会参加まで)
- ・支援にあたっては、関係機関と連携を図り、協力し合ってチームで子どもを支援していきます。
- ・切れ目ない支援を進めていく際には、「サポートファイル」(障がい福祉課作成)の活用等が効果的です。

個別の教育支援計画と個別の指導計画

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導においては、新学習指導要領により作成が義務付けられています。いずれの計画もよりよい支援・指導を行うためのツールです。

	◆個別の教育支援計画◆	◆個別の指導計画◆
役割	個々の将来を見据えながら各年齢段階において支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にし、必要かつ適切な支援を検討すること	目標や指導の手立てを明確にし、教職員間や教職員と保護者との間で指導に関する情報を共有すること、定期的な評価に基づき指導の改善を行うこと
記載内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ○本人のプロフィール ○本人・保護者の願い(生活・学習・進路等) ○支援の方針 ○支援の内容・方法(合理的配慮等) ○支援を行う人及び関係機関 ○支援の評価と引き継ぎ事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態 ○本人や保護者の願い ○長期目標及び短期目標 ○具体的な手立て ○指導や支援の内容及び方法 ○指導や支援の評価 等 
参画者	学校関係者(特別支援教育コーディネーター・担任等)、各関係機関の担当者(福祉、医療、労働等)、保護者(場合によっては本人)等	学校関係者(特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭等)、保護者等

※必ず全ての内容を記載しなければならないものではありません。実情に応じて必要な項目を記載します。

山形県教育庁 特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL : 023-630-2867 FAX : 023-630-2774 E-mail : ytokushi@pref.yamagata.jp

特別支援学校の校舎等整備計画 概要版

～米沢養護学校の分校整備と高等部就労コース設置及び

老朽化した上山高等養護学校と山形盲学校の校舎等改築への対応～

計画策定の経緯

本県における特別支援学校の再編・整備は、「山形県特別支援学校再編・整備計画（H25～H29）」に基づいて進められてきたが、残された課題については、計画期間を2年間延長し検討を進めてきた。

平成25年4月策定「山形県特別支援学校再編・整備計画」

～ 知的障がい特別支援学校の再編・整備を中心に ～

平成30年3月策定「第3次山形県特別支援教育推進プラン」

施策4 特別支援学校における教育の充実

○ 教育環境の整備（「山形県特別支援学校再編・整備計画」の残された課題の検討等）

平成31年4月～令和2年1月 特別支援学校校舎等整備検討委員会

県教育委員会では、特別支援学校の校舎等整備に関する課題を検討することを目的に、検討委員会を設置した。検討委員会に対して、以下の2点について検討を依頼し、計4回の会議を経て報告書を受けた。

検討事項

- ◆ 米沢養護学校の中学部・高等部分校整備及び置賜地区への高等部就労コースの設置の在り方
- ◆ 老朽化した校舎等（上山高等養護学校、山形盲学校）の改築の在り方

令和2年2月「特別支援学校の校舎等整備の在り方について」検討委員会報告書

- 関係機関との調整、教育庁内での検討
- 令和2年6月：「特別支援学校の校舎等整備計画（案）」の公表
- 令和2年7月：パブリックコメント、学校説明会
- 教育庁内で検討

令和2年8月策定「特別支援学校の校舎等整備計画」

1 米沢養護学校の中学部・高等部分校整備

(1) 現状と課題

- ① H26 に長井校（豊田小内／小学部）を設置。当初の計画では、中・高等部併置分校を空き校舎を活用して整備することとしていたが、適当な空き校舎の確保が困難。H29 に緊急対応として、中学部を長井校に併置し、高等部は長井工業高内に西置賜校を設置。
- ② 長井校は小学部の在籍者数が増加。H29 より中学部を併置したことで狭隘化が進む。長井校では、6つ設置した教室を小学部で4教室、中学部で2教室使用しているが、令和5年度から中学部が3教室必要となり、教室不足が見込まれる。西置賜校も入学者が増加し狭隘化が生じている。今後も、在籍者数は増加する傾向があるため、学習環境の改善が課題。
- ③ 現在は、中学部と高等部が分かれているため、学部間の連携による一貫した指導が難しい。

(2) 整備の方向性

- 長井校と西置賜校は、在籍者が増加傾向にあり、今後、長井校で教室不足が見込まれるため、早急な分校整備が必要。
- 西置賜4市町から長井南中学校の校地活用による分校整備の提案があった。この場所は、交通の便や通学のしやすさから、利便性の高い場所と考えられる。
- 作業学習を中心とした6年間の一貫した指導により、生徒の働く力を育成することができる。新しく整備する分校は、中学部と高等部を併置する必要がある。

(3) 具体的な整備

- ◆ 長井市立長井南中学校の校地の一部を活用し、中学部と高等部の併置分校を新築する。 【令和5年4月開校】

整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
中学部と高等部を併置する分校の整備 【長井南中学校の校地の一部に新築】	校舎等整備計画の策定	基本・実施設計		校舎新築・外構工事	
		分校整備準備委員会			
		作業部会A	作業部会B		
				分校開校	体育館等完成

2 置賜地区への高等部就労コースの設置

(1) 現状と課題

- ① 置賜地区で就労を目指す生徒は、上山高等養護学校が受け入れ区域。寄宿舎に入舎するか遠距離通学を余儀なくされ、地元での就労に向けた学びの場を設置する必要がある。
- ② 置賜地区で就労を希望する生徒は、毎年10人以上おり、米沢養護学校や西置賜校にも在籍している。就労希望を実現するため、高等部就労コースの早急な設置が求められている。
- ③ 高等部就労コースを設置する場所については、米沢養護学校の高等部と連携した職業教育ができ、実習に協力する企業が多いところが望まれる。

(2) 整備の方向性

- 置賜地区で就労を希望する生徒が地元で学ぶことができるように、高等部就労コースを設置する必要がある。
- 高等部との連携した職業教育が行えるよう、米沢養護学校内に設置することが適切である。現在、休舎している寄宿舎の2棟あるうちの1棟を改修することにより、高等部就労コースの教室及び、実習室とすることができる。
- 変化する社会のニーズに応じた特色ある職業教育を行うことができるよう、幅広い職種に応じた実習を行うための施設設備を充実させることが必要。

(3) 具体的な整備

- ◆ 米沢養護学校の寄宿舎の一部を改修し、高等部就労コースを設置する。
【令和5年4月開設】

整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等部就労コースの設置 【寄宿舎の一部を改修して設置】	校舎等整備計画の策定	基本・実施設計	改修工事	
		就労コース準備委員会 作業部会A	作業部会B	就労コース開設

3 上山高等養護学校と山形盲学校の改築

(1) 現状と課題

- ① 上山高等養護学校と山形盲学校は、校舎建築後 50 年以上経過し、施設設備の老朽化が深刻化。上山高等養護学校では、耐震性不足から使用できない校舎が一部あり、教育環境の改善が必要。山形盲学校の寄宿舎は、活断層の直上にあることが分かったため機能移転。
- ② 山形盲学校の在籍者数は著しく減少し、今後も同数程度で推移する見込み。社会性を育成するため集団での学習を工夫することが課題。また、乳幼児から成人まで県内の視覚障がい教育に係る相談・支援を担い、高い専門性と重要な役割を果たすことが求められている。
- ③ 上山高等養護学校では、職業教育に力を入れている。今後は、変化する社会に求められる人材を育成するため、特色ある職業教育を行うことができる施設設備の充実が必要。

(2) 整備の方向性

- 2校とも校舎及び施設設備の老朽化が進んでおり、改築する必要がある。上山高等養護学校の校地に2校を併置すれば、これまでの上山市とのつながりを維持することが可能。
- 山形盲学校については、移動時の安全性や静かな学習環境を確保することが求められる。また、両校の専門性と特色を維持することも大切になる。
- 障がいの違いを超え、共に学ぶ機会を通して相互理解や社会性が育まれる。共生社会の形成に向け双方の障がい特性に配慮した校舎とし、校舎や設備の一部を共用することが大切。

(3) 具体的な整備

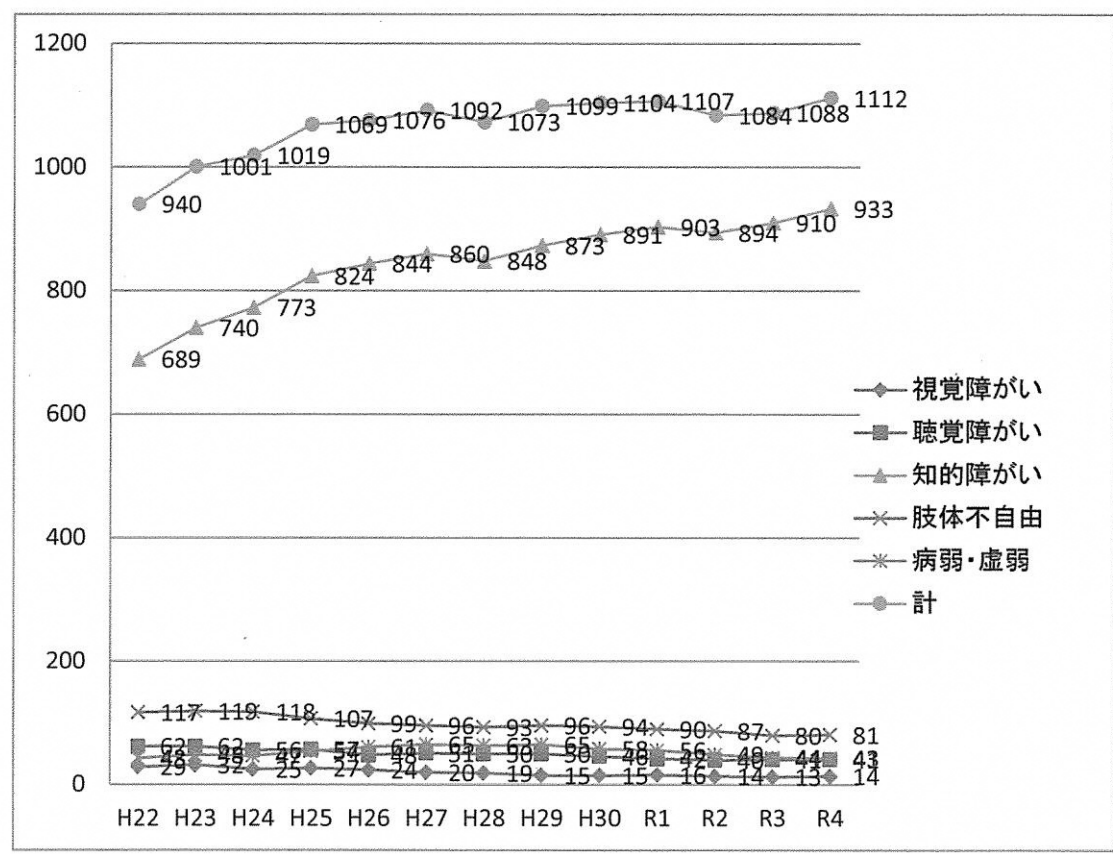
- ◆ 上山高等養護学校の校地に山形盲学校を併置し、両校を改築する。
【令和8年4月以降できるだけ早い時期に校舎供用開始】
- ◆ 改築にあたっては、両校の専門性や障がいの特性に配慮した校舎とし、校舎や設備の一部を共用できるように整備する。

整備スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
老朽化校舎の改築			設計者選定	基本・実施設計		既存解体・改築工事①～②			既存解体・外構工事		
【上山高等養護学校の校地に山形盲学校を併置して改築】											
校舎等整備計画の策定											
老朽化校舎改築準備委員会											
作業部会A (合同部会)											
作業部会A (上高養部会)											
作業部会B (山盲部会)											
校舎供用開始											
共有施設供用開始											
運動場等完成											

資料3

【県立特別支援学校在籍者数の推移(H22～R4)】

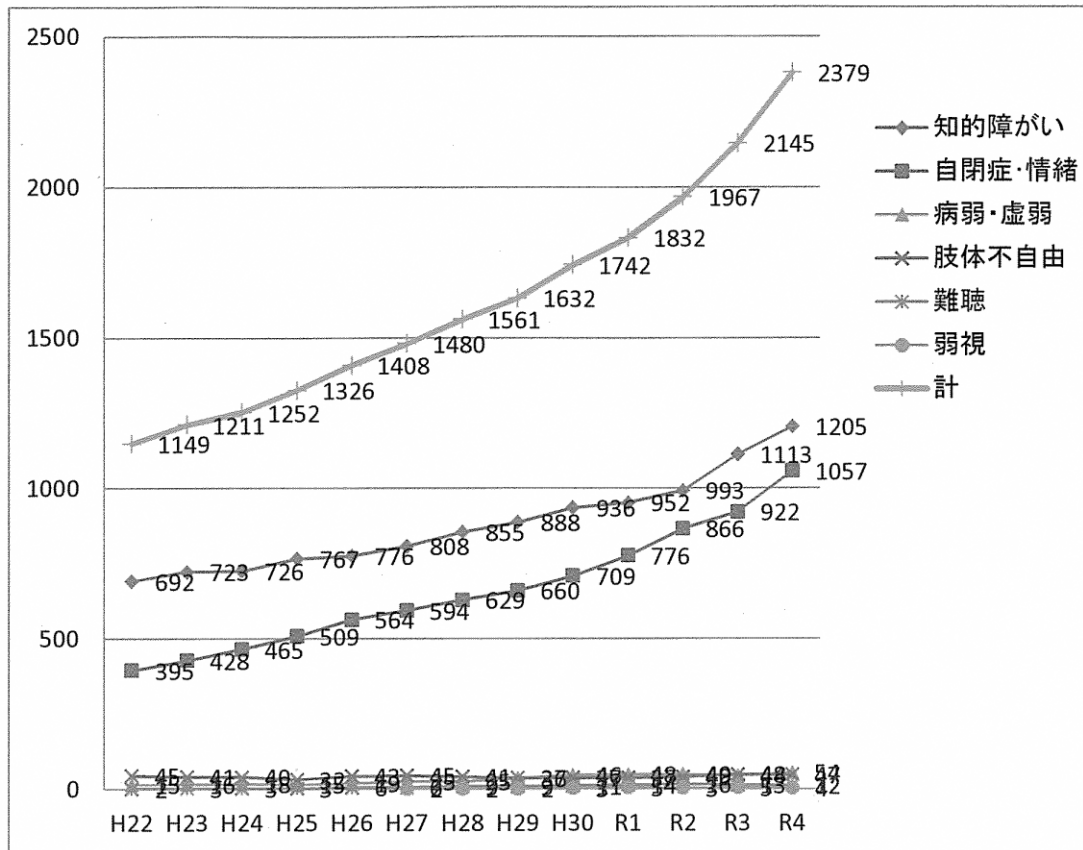


●県立特別支援学校の在籍者数の推移(平成22年度～令和4年度)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障がい	29	32	25	27	24	20	19	15	15	16	14	13	14
聴覚障がい	62	62	56	57	48	51	50	50	46	42	40	41	41
知的障がい	689	740	773	824	844	860	848	873	891	903	894	910	933
肢体不自由	117	119	118	107	99	96	93	96	94	90	87	80	81
病弱・虚弱	43	48	47	54	61	65	63	65	58	56	49	44	43
計	940	1001	1019	1069	1076	1092	1073	1099	1104	1107	1084	1088	1112

資料4

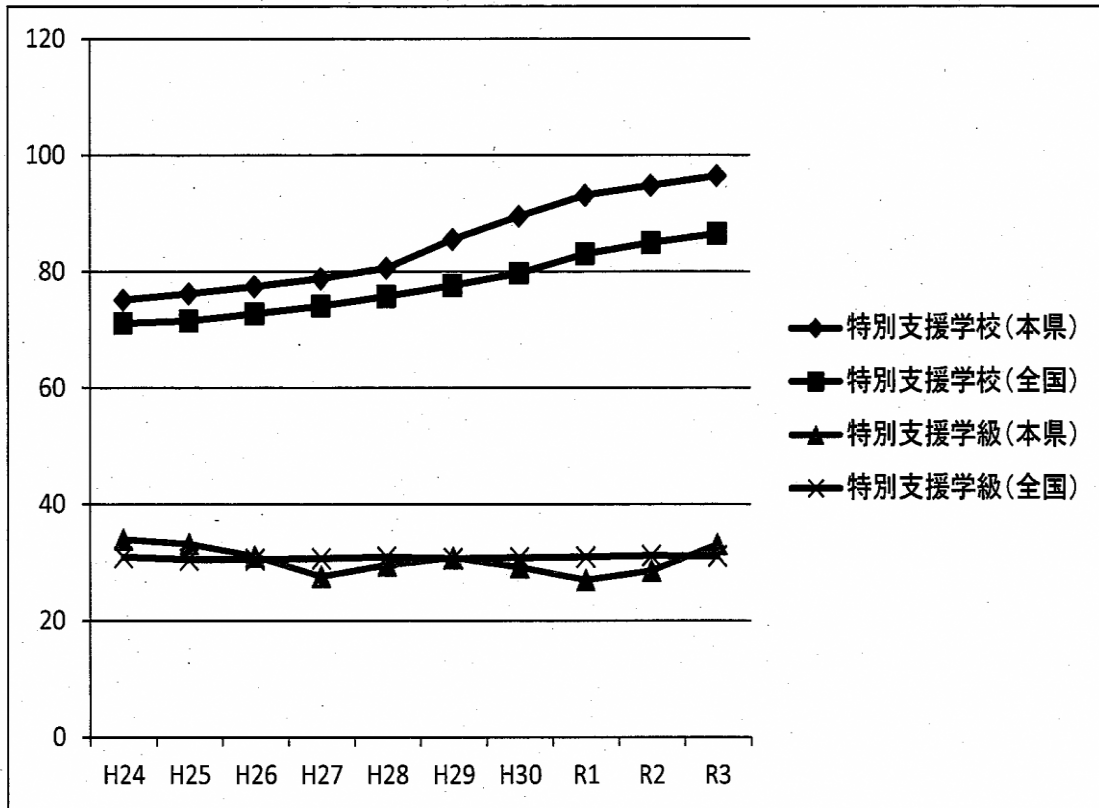
【県内特別支援学級在籍者数の推移(H22～R4)】



●県内特別支援学級の在籍者数の推移(平成22年度～令和4年度)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	692	723	726	767	776	808	855	888	936	952	993	1113	1205
自閉症・情緒	395	428	465	509	564	594	629	660	709	776	866	922	1057
病弱・虚弱	15	16	18	15	19	25	25	36	46	48	49	44	54
肢体不自由	45	41	40	32	43	45	41	37	37	37	40	48	47
難聴	2	3	3	3	6	6	9	9	11	14	16	13	12
弱視						2	2	2	3	5	3	5	4
計	1149	1211	1252	1326	1408	1480	1561	1632	1742	1832	1967	2145	2379

【●特別支援学校教諭免許状保有状況の推移(平成24年度～令和3年度)】



●特別支援学校教諭免許状の保有状況の推移(平成24年度～令和3年度)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援学校(本県)	75.1	76.2	77.4	78.8	80.6	85.5	89.5	93.1	94.8	96.4
特別支援学校(全国)	71.1	71.5	72.7	74.1	75.7	77.6	79.7	83.0	84.9	86.5
特別支援学級(本県)	34	33.2	31.1	27.6	29.6	30.8	29.2	27.0	28.6	33.1
特別支援学級(全国)	30.9	30.5	30.5	30.7	30.9	30.7	30.8	30.9	31.2	31.1

※ 特別支援学校については当該学校教諭免許保有率

令和4年度 山形県の特別支援教育

～切れ目ない支援¹⁾によって障がいのある子どもの自立と社会参加をめざす～



【第3次山形県特別支援教育推進プラン】（平成30年度～5か年の具体的施策）

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ◎インクルーシブ教育システム²⁾構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。 ◎障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する・齟齬・器型・指す。 ◎関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。
施策の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ◎共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進 ◎関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築 ◎小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実 ◎特別支援学校における教育の充実 ◎社会参加に向けた支援の充実 ◎教員の専門性の向上

1) 切れ目ない支援

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

2) インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

第3次山形県特別支援教育推進プランの詳細、特別支援学校校舎等整備計画については、県教育委員会のホームページをご覧ください。

山形県教育委員会



特別支援学校での取組み

- ・ 特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。幼稚部や専攻科を設置している学校もあります。
- ・ 幼児児童生徒一人一人について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導を行っています。
- ・ 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮しています。

◇：寄宿舎設置校 ☆：訪問教育実施校 -：設置無し [令和4年5月1日現在]

対象とする主たる障がい種	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼児児童生徒数	連絡先
視覚障がい	県立 山形盲学校 ◇	0	7	2	2	3	14 (13)	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬1111 TEL 023-672-4116
聴覚障がい	県立 山形聾学校 ◇	4	11	8	9	2	34 (34)	〒990-2314 山形市大字谷柏20 TEL 023-688-2316
知的障がい	県立 ☆ 酒田特別支援学校	聴覚 1	4	2	-	-	7 (7)	〒998-0005 酒田市宮海字新林307 (聴覚) TEL 0234-34-2019 (知的) TEL 0234-34-2026
		知的 -	40	20	35	-	95 (88)	
	県立 ◇ ☆ 米沢養護学校 [R1~休舎]	-	35	29	51	-	169 (166)	〒992-0035 米沢市太田町四丁目1-102 TEL 0238-38-6101
	やまなみ学園分教室	-	2	5	-	-		〒993-0033 長井市今泉1812 TEL 0238-88-9118
	長井校 [H26開校] (豊田小内) [H29中学部開設]	-	19	4	-	-		〒993-0034 長井市歌丸976 TEL 0238-88-5277
	西置賜校 (長井工業高内) [H29開校]	-	-	-	24	-		〒993-0051 長井市幸町9-17 TEL 0238-84-5520
	県立 ◇ ☆ 新庄養護学校 [H29就労コース開設]	-	24	21	総合コース 25 就労コース 5	-	75 (75)	〒996-0002 新庄市大字金沢字 金沢山1894-4 TEL 0233-22-3042
	県立 村山特別支援学校	-	80	33	53	-	200 (193)	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏43 TEL 023-688-2995
	山形校 (山五小内) [H26開校]	-	10	-	-	-		〒990-0034 山形市東原町一丁目1-9 TEL 023-625-1006
	天童校 (津山小内) [H26開校]	-	24	-	-	-		〒994-0022 天童市大字貫津591 TEL 023-651-1612
県立 楯岡特別支援学校	-	30	23	58	-	158 (160)	〒995-0011 村山市楯岡北町一丁目8-1 TEL 0237-55-2994	
寒河江校 (高校小内) [H26開校]	-	9	-	-	-		〒990-0525 寒河江市大字米沢643-2 TEL 0237-83-2955	
大江校 (旧三郷小) [H27開校]	-	-	16	22	-		〒990-1111 大江町大字三郷丙1403-1 TEL 0237-85-0722	
県立 上山高等養護学校 ◇	-	-	-	74	-	74 (75)	〒999-3201 上山市宮脇600 TEL 023-672-3936	
県立 鶴岡高等養護学校 ◇	-	-	-	46	-	46 (37)	〒997-0834 鶴岡市稲生一丁目20-33 TEL 0235-22-0581	
県立 鶴岡養護学校 ◇ ☆	-	46	30	40	-	116 (116)	〒997-0047 鶴岡市大塚町5-44 TEL 0235-24-5995	
病弱	おひさま分教室 (こころの医療センター内) [H27開設]	-	1	4	-	-	5 (3)	〒997-0038 鶴岡市北茅原町13-1 TEL 0235-25-2240
	県立 ☆ 山形養護学校	-	13	9	16	-	38 (41)	〒990-0876 山形市行才116 TEL 023-684-5722
肢体不自由	県立 ◇ ゆきわり養護学校	0	34	17	30	-	81 (80)	〒999-3145 上山市河崎三丁目7-1 TEL 023-673-5023
知的障がい	山形大学附属 特別支援学校	-	16	17	20	-	53 (55)	〒990-2331 山形市飯田西三丁目2-55 TEL 023-631-0918
計		5 (7)	405 (401)	240 (221)	510 (509)	5 (5)	1165 (1143)	() : 令和3年5月1日

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校での取組み



1 通常の学級

通常の学級で学ぶ特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、子どもの実態や特性、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行っています。

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校では、特別支援教育コーディネーターの指名、校(園)内委員会の設置等の支援体制作りを進め、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通し、個に応じた指導に取り組んでおります。

また、組織としての取組みを重視し、学級経営等の工夫や授業改善を図っています。

2 特別支援学級

(令和4年5月1日現在)

特別支援学級は、障がいの程度が比較的軽い子どもたちを対象とし、市町村が、小・中学校に設置している学級です。

難聴、弱視、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの特別支援学級等があります。

山形県では、特別支援学級の編成基準を平成25年度より、1学級8名から6名とすることとし、よりきめ細かな指導を行うことができるようにしています。



◎ 特別支援学級のある学校数
 <国立・県立・分校等も含む>
 小学校229校中 212校(92.6%)
 中学校 95校中 89校(93.7%)

障がい種	学校	学級数	増減	児童生徒数	増減
難聴	小学校	7	-2	7	-3
	中学校	5	+2	5	2
	計	12	0	12	-1
弱視	小学校	2	-1	2	-1
	中学校	2	0	2	0
	計	4	-1	4	-1
知的障がい	小学校	239	+4	845	+91
	中学校	108	+5	360	+1
	計	347	+9	1205	+92
肢体不自由	小学校	24	-1	34	+1
	中学校	7	-3	13	-2
	計	31	-4	47	-1
病弱・ 身体虚弱	小学校	28	+11	32	+13
	中学校	16	-1	22	-3
	計	44	+10	54	+10
自閉症・ 情緒障がい	小学校	232	+18	785	+116
	中学校	93	+2	272	+19
	計	325	+20	1057	+135
計	小学校	532	+29	1705	+217
	中学校	231	+5	674	+17
	計	763	+34	2379	+234

3 通級による指導(通級指導教室)



通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、教科等については、大部分の授業を通常の学級で学習しながら、障がいに応じた特別の指導(自立活動の指導)を通級指導教室で受ける仕組みです。平成30年度より高等学校においても、通級による指導が制度上可能となり、6校に設置されております。

(令和4年5月1日現在)

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	計	増減
言語障がい	30校(小30、中0)	433名	610名	1043名	+3名
学習障がい等	33校(小19、中8、高6)	304名	8名	312名	+29名
難聴、言語障がい	2校(山響、酒特)	0名	8名	8名	+5名

☆ 就学にあたって・・・

障がいのある子どもの就学にあたっては、市町村教育委員会・特別支援学校等で教育相談を行い、子どもの実態を把握するとともに、保護者に情報を提供し、保護者の意見を十分に聴き取ります。そして、個々の教育的ニーズ、地域や学校の状況、教育の内容及び方法等について、教育や医学、心理学等の専門家の意見を聴き、市町村教育委員会が適切な就学先を総合的に判断して決定します。

☆ 「就学奨励費」について

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などがあります。



☆ 教育相談：保護者の方等の相談に応じます

障がいのある子どもの保護者が将来の見通しをもち、安心して子育てができるよう、育て方やよりよい教育の在り方等について相談を行っています。

地域教育相談窓口 ※ 月・火・水 9:00~16:00 (祝日、県教育センターを除く)	担当者（幼児発達相談専門員）から、継続的な指導・相談が受けられます。 ○ お近くの相談窓口にお問い合わせください。 東根市立東根小学校内 0237-42-3669 米沢市立万世小学校内 0238-28-0280 置賜総合支庁西置賜地域振興局 2階内 0238-87-8287 鶴岡市立朝陽第二小学校内 0235-25-9460 県教育センター内（窓口時間 10:00~15:00） 023-654-6060
「にこにこ相談」	○ 県内7地区（上山、寒河江、北村山、新庄、米沢、長井、鶴岡）の7会場で継続的な教育相談を行います。各会場で年3回実施します。 ○ 対象は生活面、学習面等で気になる幼児児童とその保護者です。 ○ 相談の申し込み等の詳細については、県教育センターにお問い合わせください。 県教育センター「にこにこ相談」 023-654-6060
県教育センター 特別支援学校での 教育相談	○ 県教育センター及び各特別支援学校では「教育相談室」等を設置し、随時、教育相談を行っています。 ○ 県教育センター又は各特別支援学校にお問い合わせください。



☆ 学校・幼稚園等の先生方等を支援します！！

特別支援 巡回相談事業	【対象】特別支援学級担任、通級指導教室担当、高等学校教員、幼稚園・認定子ども園・保育所等の担当者 【支援内容】子ども理解や授業、教育課程等についての相談や研修 【問い合わせ先】県内すべての特別支援学校で対応しています。詳細については最寄りの特別支援学校にお問い合わせください。
	【対象】小学校、中学校の通常の学級担任 【支援内容】発達障がいのある子どもの相談や各種研修会での講師依頼等 【問い合わせ先】各教育事務所にお問い合わせください。

本件についてのお問い合わせ先 山形県教育庁 特別支援教育課 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL: 023-630-2867・630-3346 FAX: 023-630-2774	その他の特別支援教育についての情報 山形県ホームページ → 特別支援教育課
--	---



「第4次山形県特別支援教育推進プラン」検討の経緯

◇令和4年 6月

第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会設置、委員委嘱

◇令和4年 7月11日

第1回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・次期プランの策定にあたって
 - ・現行プランの成果と課題
 - ・次期プランの基本目標と施策の枠組みについて
 - ・小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実について

◇令和4年 10月31日

第2回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・第1回検討委員会で出された意見の整理
 - ・第4次プランの基本目標と施策の枠組みについて
 - ・共生社会の形成を目指した理解・啓発の促進について
 - ・関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

◇令和4年 11月29日

第3回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・第2回検討委員会で出された意見の整理
 - ・第4次プランの基本目標と施策の枠組みについて
 - ・特別支援学校における教育の充実について
 - ・社会参加に向けた支援の充実について
 - ・教員の専門性の向上について

◇令和5年 1月13日

第4回 第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会

- (内容)
- ・第3回検討委員会で出された意見の整理
 - ・各施策における具体的な取組み等の方向性(案)について

第4次山形県特別支援教育推進プラン検討委員会 委員

	氏名	所属	備考	
1	佐竹 真次	県立保健医療大学	大学等	特任教授
2	中井 義時	山形大学	大学等	教授
3	伊東 愛子	県立こども医療療育センター	医療	所長
4	高橋 麻紀	ゆあーず（相談支援事業所）	福祉支援	所長
5	中野 智子	山形障害者職業センター	就労支援	主任
6	千葉 亮子	幼稚園長代表	幼・保	山形県私立幼稚園・認定こども園協会会長
7	戸村 浩二	小学校長代表	教育（小）	天童市立津山小学校長
8	花輪 武彦	中学校長代表	教育（中）	天童市立第二中学校長
9	我妻 茂美	高等学校長代表	教育（高）	県立霞城学園高等学校長
10	三浦 祐一	県特別支援学校長代表	教育（特）	県立ゆきわり養護学校長
11	沓澤 聖	県特別支援学校長代表	教育（特）	県立楯岡特別支援学校長
12	高橋 友絵	県特別支援学校PTA連合会代表	保護者	県立ゆきわり養護学校PTA会長
13	佐藤 美代	Affinity（アフィニティ）	保護者	会長